

## 「知的財産裁判所」に関する検討—特に「知的財産高等裁判所」について—

(15.11.10)

### 第1．検討の方向性

#### 検討すべき主な論点

- 1 「知的財産裁判所」の創設により期待される効果は何か。特に「知的財産高等裁判所」は、民事訴訟法改正により専属管轄化される控訴審の東京高等裁判所について、どのような点を補うものなのか。
- 2 「知的財産高等裁判所」の創設にあたり解決すべき課題は何か。
- 3 「知的財産高等裁判所」の内容はどのようなものとするのが相当か。

「知的財産裁判所」、「知的財産高等裁判所」等の呼称の法制的な整理については、引き続き十分な検討を要するものである。

### 第2 「知的財産裁判所」に関する第10回知的財産訴訟検討会における議論の概要

・ ・ 「知的財産裁判所」の創設にあたり考慮すべき点として委員から出された意見 ・ ・

#### 【全般的な考慮事項】

特別の裁判所を設立することは、司法の根幹にかかわること、一旦決めると後戻りできないことからすれば、慎重な検討が必要である。

#### 【いわゆる看板効果とそれ以外の効果】

「知的財産高等裁判所」を作るとすれば、看板でしかあり得ない。

「知的財産高等裁判所」の効果は、看板だけだと思う。それではいけないという意見もあったが、そうであれば国家戦略を考える場所でもう一度やり直すしかない。

東京高等裁判所に専属管轄化することについては、余り反対はなかった。そうであれば、これをまとめた単位として、別の名前を付けることは特に差し支えがないのではないかと。

専門性のある事件を集中的に扱う仕組みになっているということを、国民に知らせる方が、より合理的な解決を求めると意識が高揚する。

「知的財産高等裁判所」は司法への期待感の表れである。早期判断の統一や、技術的にしっかりしてほしいとの期待がある。今回の民事訴訟法の改正が、今の日本における実体面でのコンセンサスだと思う。これを前提に、集中して行うことによるメリット、アナウンスメント効果を付加することは意味が大きい。事実上のものができるのであるから、アナウンスメント効果をつけ、更に、デメリットをなくせばいいと思う。

現時点では、看板だけである。現時点では、技術系裁判官と一緒に導入する必要はない。集中することで裁判官の専門性が高まり、また裁判官をサポートする体制を整備することによっても裁判官の専門性が高まる。

看板をとというのが主たる議論のように思うが、看板だけではなく実質的な意味はあるのではないか。

旗を立てるという意見もあったが、国家の政策として旗を立てるだけというのはあり得ない。内実がなければならない。内実をなしにして、看板だけを掛けても何の意味もない。

看板以外にも、期待的機能がある。特許に関する訴え以外の周辺的な事件については、多少時間がかかってもやむを得ない。

「知的財産高等裁判所」を作るに当たって、看板以外の内容を一切変えなくても「知的財産高等裁判所」を作ることで必然的に生じる問題がある。これが何かということの解明と、弊害についての対策が必要。また、看板以外に、例えば技術系裁判官というような内実を考えるのであれば、これについても慎重な議論が必要。

「知的財産裁判所」の創設により期待される効果は民事訴訟法の改正を前提として、判例の事実上の統一がある。

#### 【人的な考慮事項】

一番懸念されるのは、裁判官の視野が極めて狭くなり、適切な判断ができないのみならず、これを変えようとしめないことである。知的財産訴訟にだけ精通していても、これをうまくできるものではない。民事訴訟一般や行政訴訟の変化に影響を受けて、在り方を変えていく必要がある。今の知的財産訴訟はダイナミックに変化しているが、これは、一般訴訟からの刺激によるところが大きい。

「知的財産高等裁判所」ができて、そこでずっと裁判官が過ごすわけではない。視野の広さと専門性を両立させる人事の仕組みが必要である。知的財産の場合には、国際性が強く、視野が狭ければ、アメリカ等の外国の裁判官と比べられてしまう。

#### 【通常裁判所との関係】

通常裁判所との相互関係についても検討すべきである。本来は、特別の裁判所は、通常裁判所の制度に限界が出てきてから考えるべきもので、通常裁判所の体制整備が先である。特別の裁判所ができると、利点はある。しかし、人が配置されて組織ができると、大した利点でないにもかかわらず、誇張する傾向や硬直化する傾向がある。相互補完が成立する状況での競争関係が重要である。同じような専門性を要する訴訟類型として労働事件などもある。

#### 【「知的財産裁判所」の管轄】

著作権や不正競争防止法については、民事訴訟法の改正でもいろいろ議論があったが、今の民事訴訟法の仕組みがいいと思う。

職分管轄についても検討すべき問題がある。知的財産事件と通常事件とが関連す

る場合に、同時に提起されることがあるが、通常は、事件を移送することで解決されている。特別の裁判所を作るとすると、通常事件を扱う裁判所と特別の裁判所との間の管轄の問題が生じる。いったん職分管轄を定めてしまうと、管轄問題が生じ、エネルギーがこれに裂かれてしまう。

「知的財産高等裁判所」の職分管轄を設けると、キャラクターの事件などの生成途中の権利についても柔軟な取扱いが困難となるのではないか。この点の慎重な議論が必要。

著作権や不正競争事件については、地域密着型の事件もあれば、東京でやってほしいという事件もある。これを東京ですべてやるとすれば、ユーザーの要求に沿わないことになるし、これを「知的財産高等裁判所」の担当から除くとすると、これもユーザーのニーズに沿わなくなる。

事実上の「知的財産高等裁判所」を法律上の「知的財産高等裁判所」にすればいい。案件が増えれば、体制を整備すればいいこと。今回の民事訴訟法の改正に基づく事件をそのままスライドすることでいい。

主たるニーズのポイントは、純粋な特許の侵害事件であり、これは「知的財産高等裁判所」で当然扱ってもらえると思うので、ニーズのほとんどは満たすことになる。

#### 【諸外国との比較】

「知的財産裁判所」と名前が付いても、諸外国で、その成り立ちや機能は全く違う。弊害についても、十分議論していく必要がある。

世界中で特別の裁判所を作る時には、視野が狭まる問題と職分管轄の問題が大議論になる。これを議論する必要がある。

#### 【「知的財産裁判所」の審級】

専門裁判所を作るのであれば、まず第一審の地方裁判所が最初であるべきである。また、専門裁判所を作るのであれば、特許の分野では無効審判と審決取消訴訟の行政訴訟のルートについてまず専門の裁判所を作るべきである。

一般的に、特別の裁判所は地方裁判所が最初だと言えるのか。C A F Cやドイツの特許裁判所は、高等裁判所レベルであり、事情に応じて成り立ちが違うのではないか。

高等裁判所の段階で特別の裁判所を作ることは不自然ではない。準司法機関についての不服の訴えは高等裁判所に行くことがままある。専門性のある事件については、ある一つのところで集中的にやるのがいいと思う。

知的財産が特殊で、審理を促進するために特別の裁判所が必要だということであれば、地方裁判所を議論しないのはおかしい。

知的財産特有の裁判制度を考えるのであれば、地方裁判所から考えるべきであるし、広い意味での裁判所であると理解する審判部との連携も考えずに進めるのはお

かしい。

今回の民事訴訟法は、審理の充実・迅速化を図ることを趣旨としているところ、どの審級で専門裁判所を作るかは、専門裁判所をどういう理念で作っていくかの問題である。

一審を含む「知的財産裁判所」を作り、そこで無効審判も審理してほしいというのが究極の希望であるが、それに至らないのであれば、無効審判の存置が必要である。

#### 【「知的財産高等裁判所」の場所】

管轄が東京高等裁判所に集中されるのであるから、場所は東京で良い。

### **第3 知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会委員の意見【平成15年10月8日】**

#### 【全般的な考慮事項】

「知的財産高等裁判所」は9番目の高等裁判所であってどこかをスクラップするのではない。

今までの控訴審は土地管轄だったところ、知的財産だけの職分管轄を作るのがいかがい問題であり、国家政策として必要であるなら「知的財産高等裁判所」の創設を肯定するのはやぶさかではない。ただし、他の技術的分野の裁判所のほか、行政・労働の専門裁判所の創設の議論についても大きな影響があることに配慮する必要がある。

論者によって「知的財産高等裁判所」のイメージが違うので、賛成反対を言いづらい。全体の見取り図が欲しい。

どういうニーズがあるのか、課題を認識し、その課題を解決するにどのような方策があって、それぞれの方策のメリットデメリットは何かを検討し、その上でどれにするのか財政状態等を考えて決めていくという方向で検討すべきである。

裁判所の組織は、裁判が果たすべき役割と密接不可分の関係にあり、最高裁判所を頂点とするわが国の裁判制度全体を適正に機能させるためには、どのような組織が望ましいかという視点が不可欠である。また、組織の設計にあたっては、まずもって利用者である訴訟当事者の利便を重視すべきであり、同時に、制度設営の負担を最終的に引き受ける国民にとって十分納得できるものかどうかを検証しなければならない。

推進計画の「在り方を含めて必要な検討」とは、9番目の国法上の高等裁判所もあれば、そうでないものもある。「知的財産高等裁判所」としての機能や役割を充実させ、かつ、知的財産保護という政策目的を明らかにするためにどういう制度設計にするか、かなり広い含みのあるものではないか。

9番目の高等裁判所の設立の問題は、その設立の是非を検討するものである。是

とするならば、現在、東京高等裁判所の知的財産部でやっているものを独立させて9番目の高等裁判所とするということになるのではないか。それ以外の中間的なものとしてはどんなものがあり得るのか。

#### 【いわゆる看板効果とそれ以外の効果】

名は体を表すように、知的財産に精通している者が適正に判断する体制が日本にあることを内外に示す必要がある。

特許侵害は創造性の阻害になるので、「知的財産高等裁判所」は、知的財産訴訟を迅速化し、創造性のサポートという意味で必要である。

「知的財産高等裁判所」について議論する場合には、知的財産訴訟の迅速化のための方策が一番の焦点である。

世界に日本は知的財産を守るという気概を示すには、「知的財産高等裁判所」の名前よりも、もっと裁判官が自分の考えを外で話すということの方が重要である。

「知的財産高等裁判所」を作るのであれば、作って国の訴訟制度にとっていいということがなければならない。ユーザーの立場からのメリットがあるのかなどについて十分に議論すべき。実質的な機能は民訴法改正の東京高等裁判所のままで、アナウンス効果だけを考えて「知的財産高等裁判所」を創設するのはやるせない。

「知的財産高等裁判所」の選択肢はいろいろあると思う。9番目の高等裁判所か、それとも民訴改正でできた実質的な特許裁判所を「知的財産高等裁判所」と呼ぶのか。行政法の世界でも二枚看板の例はある。

名前だけの「知的財産高等裁判所」を作ればいいという議論はない。この問題は、9番目の高等裁判所の設立の問題であると認識している。

少なくとも戦略本部での認識は、9番目の高等裁判所を作るというものであったと思う。

推進計画の「在り方を含めて必要な検討」とは、9番目の国法上の高等裁判所もあれば、そうでないものもある。「知的財産高等裁判所」としての機能や役割を充実させ、かつ、知的財産保護という政策目的を明らかにするためにどういう制度設計にするか、かなり広い含みのあるものではないか。

9番目の高等裁判所の設立の問題は、その設立の是非を検討するものである。是とするならば、現在、東京高等裁判所の知的財産部でやっているものを独立させて9番目の高等裁判所とするということになるのではないか。それ以外の中間的なものとしてはどんなものがあり得るのか。

#### 【人的な考慮事項】

「知的財産高等裁判所」の裁判官は法曹資格があり通常の裁判と知的財産に関する裁判の経験が豊富な者にすべきである。

「知的財産高等裁判所」と「技術裁判官」をリンクさせるべきではない。将来的には技術的背景のある裁判官がロースクールを経て育成されるべきであるが、それ

までは個々の裁判官が専門的知識の習得に努め、調査官や専門委員の活用をすればよい。

裁判官の研鑽や海外留学等について、「知的財産高等裁判所」が独立の司法行政の機能を有するべきである。

知的財産の紛争処理に關与する人は、当事者を補佐する人だけでなく判断する人も、「技術と法律」、「知的財産と法律」両方に精通していることが必要であり、「知的財産高等裁判所」を設立し、そこに適切な人材を配置すべきである。

専門性といっても、法律的専門性か技術的専門性かがわからない。

「知的財産高等裁判所」の裁判官は、「技術裁判官」なのか法律専門家なのか、論者の考えにギャップがある。

### 【管轄】

管轄は今般の民事訴訟法改正で専属管轄化された東京高等裁判所と同じものとすべきである。

「知的財産高等裁判所」の職分管轄の範囲や移送の問題などは、立法技術的に解決できる問題である。

知的財産の訴訟は、開発者が侵害者になりうるため原告と被告の立場が容易に逆転する。制度設計にあたっては双方の立場を考慮する必要がある。著作権でもおなじである。著作権を「知的財産高等裁判所」で取り扱うか否かも大きな問題である。

「知的財産高等裁判所」の管轄に著作権は入らなくて良いと思うが、この点は議論の余地がある。

現在の東京高等裁判所は特許権も著作権も全部担当している。今まで東京高等裁判所の知的財産部で担当していた著作権事件を「知的財産高等裁判所」ではなく、東京高等裁判所の通常部で担当することになると、今より権限の小さいものを独立させることになる。それでは、何のために「知的財産高等裁判所」を作るのか非常に疑問である。

### 【判例統一機能】

判例統一を図ることを目的に掲げるのであれば、「知的財産高等裁判所」を法律審にするという方策も論理的にはあり得る。

### 【地方利用者の裁判へのアクセスの問題】

地方のニーズに応えるために、IT を使用しテレビ会議などを最大限活用するとともに、巡回裁判の制度も導入する方向で検討すべきである。

地方の人にとって使いやすい制度とするために、テレビ会議や巡回裁判が必要である。

## 第4 「知的財産高等裁判所」を創設とした場合の具体的方策案についての検討

1. 具体的方策案を検討するにあたっての視点（ここでは、「知的財産高等裁判所」の創設の論点を全般的に提示するものである。）

### （1）検討の視点

1. 「知的財産高等裁判所」の設立の理念はどうあるべきか。
2. 「知的財産高等裁判所」の裁判所の中での位置づけはどうあるべきか。
3. 「知的財産高等裁判所」の組織・裁判官・人事はどうあるべきか。
4. 「知的財産高等裁判所」において取り扱う事件の管轄・移送はどうあるべきか。

（2）「知的財産高等裁判所」の設立の理念はどうあるべきか。 - 司法制度全体の制度設計上の論点 -

「知的財産高等裁判所」の設立の問題は、どのような形で高等裁判所を設置するかという意味で司法制度の根幹にかかわるものである。そこで、司法制度の根幹を変更するにあたり検討が必要と思われる、以下の点について、どのように考えるか。

特定の訴訟だけを取り扱う専門裁判所の設立の理念

の設立の理念を考えるにあたって考慮すべき要素

専門的知見の導入という考慮要素の観点からの、裁判所の専門的処理体制の強化という制度設計上の留意点

国民の利便という考慮要素の観点からの、制度設計上の留意点

（例えば、複数の裁判所が並立する場合に裁判所を選択する国民の利便をどう考えるか、裁判所が特定の地にしか存在しない場合に、裁判所へのアクセスの問題についてどう考えるかなど。）

専門裁判所の創設に当たり具備すべき要件と必要性

どのような「知的財産高等裁判所」が の要件を満たすか。

他分野の事件を専門に取り扱う裁判所（例えば、労働、行政、医療、建築、消費者問題等）の創設についてどのように考えるか。

上記 の考慮要素の一つとして、通常裁判所の専門的処理体制の整備という点が考えられる（2.（2）甲案のデメリット（20頁）を参照）。この点については、「特別裁判所のさきに掲げた利点が屢々一方的に誇張され、その結果として、通常裁判所の充実という課題の重要性の認識を曇らせ、極端な場合には通常裁判所、ひろくは司法一般に対する軽侮の念を培うおそれすらあるということである。特別裁判所の存在理由を追って行けば - とくにこれを新しく導入しようとするときにはっきり出てくるのであるが - 必ずや一般裁判所では到底駄目なのだということをその存立乃至導入の根拠として主張せざるをえぬ筈であるからである。かくて特別裁判所の重視は、司法の本流 - 通常裁判所 - に対する否定

的評価の上のみなり立つという関係がある故に、バランス感覚を失って傍流の強化にのみ躍起になることが、却って本流と傍流の双方を殺すことになりがちだという危険をもっていることも、特別裁判所を論ずるに当っては忘れてはならない視点なのである。」(三ヶ月章「民事訴訟法研究 第四巻」有斐閣 218頁)との指摘がなされている。

上記 ~ の点については、「知財高裁構想は、知的財産関係訴訟のみに焦点を当てたものであるが、我が国で、訴訟や紛争処理制度を更に充実させる必要のある対象分野は、知的財産関係にとどまらない。司法制度改革の議論で個別に取り上げられている分野として、労働事件、行政事件といったものも存在し、これらについては、専門的な知見をもって対処すべき面が知的財産と同様に存在する。知財高裁ができれば、それが先例となり、例えば労働高裁といった他の専門高裁の創設も検討課題となり得るものである。しかし(中略)最高裁判所を頂点とした司法制度の枠組みの中で、これらの専門高裁をどのように意味のあるものとして位置付けていくかは相当難しい課題であり、そういった議論が本当に実を結ぶものなのかは不明である。知財高裁構想がその先鞭となって、専門高裁に関する議論に発展することの意味も問われなければならないであろう。」(笠井正俊「知的財産高等裁判所構想に関する若干の考察」判例タイムズ 1126号 6頁)との指摘がされている。

「知的財産高等裁判所」の創設により期待される効果は何か。それは、今般の民事訴訟法改正による専属管轄化により期待される効果にどのような点を補うものなのか。「知的財産高等裁判所」は、実質的に今般の民事訴訟法改正によりその機能を備えることになるのであって、その創設により期待される効果は、国家政策上の看板やシンボルとしての機能だけであるという指摘について、どのように考えるか。

仮に、「知的財産高等裁判所」が専属管轄化された後の東京高等裁判所と機能的に全く変わらないものである場合、又は、東京高等裁判所の機能よりも低下するおそれがある場合、看板やシンボルのためだけの創設は適当ではないとの指摘について、どのように考えるか(期待される効果について、2.(1)甲案のメリット ないし (15~17頁)を参照)。

この点については、

- ・「管轄の集中だけを考えるのであれば、知的財産高等裁判所を創設することは必ずしも必要ではなく、東京高等裁判所に管轄を集中するだけで足りる」(山本克己「知的財産高等裁判所構想について想うこと」NBL 770号 35頁)、
- ・「知的財産高等裁判所を作ることが、単に知的財産立国を宣伝するためのいわば広告塔を作るというのであれば、もっと地道に、日本の裁判についての情報を世界に発信するための、たとえば、重要な判決はすべて英語に翻訳して外国に送るとか、裁判官を含め適当な人材が外国の裁判所あるいは研究所に留学し、会議等に出やすくするための制度あるいは運用の改善を国として考え、これに知財裁判所を作る予算を充てた方が、わが国の国際社会の中での地位を高めるためには一層役立つ」(「座談会 知的財産関連訴訟の現状と展望」NBL 766号 27頁 牧野利秋氏発言)



との指摘がされている。

「知的財産高等裁判所」の創設により期待される効果として、判例の統一・予見性の確保が指摘されているが、高等裁判所においてそれを図る必要性について、どのように考えるか。司法制度の原則では判例の統一は最高裁判所の機能とされているところ、「知的財産高等裁判所」の創設はその原則を変更するものなのか。変更するとした場合、憲法・法律上の問題点について、どのように考えるか（判例の統一機能について、2.(1)甲案のメリット（16頁）を参照）

この点については、「知財高裁に平成十五年改正を超える判例統一機能をもたせるとするならば、今度は、最高裁判所を頂点とする司法権の枠組みを定めた憲法との関係で問題が生じることとなる」（笠井正俊「知的財産高等裁判所構想に関する若干の考察」判例タイムズ1126号5頁）との指摘がされている。

仮に、「知的財産高等裁判所」に判例の統一機能を付与するため、その判断に対しては上告制限をするものとした場合、上記の憲法・法律上の問題点のほか、実際上の問題点について、どのように考えるか。仮に「知的財産高等裁判所」を法律審とした場合にはどうか。また、最高裁判所による判例の統一機能の現状について、どのように考えるか。

最高裁の判例統一機能の現状については、「平成8年新民事訴訟法が許可抗告制度を導入したこととあいまって、最高裁判所の判例の形成・統一機能は、法制度の上でも、その運用において、大幅に向上している。我が国の最高裁判所をめぐる状況は、CAFCの創設を必要としたアメリカの状況とは全く異なるのである。」（山本克己「知的財産高等裁判所構想について想うこと」NBL770号35頁）との指摘がされている。

高等裁判所のレベルにおいて判例を統一することのデメリットについて、どのように考えるか。

この点については、「アメリカにおいても、CAFC自体の役割機能に対しての問題提起や見直しに向けた議論がなされている」「特許法の解釈適用に際して、異なる複数の制度機構が関わるほうが望ましいという思想が見られ、暗にCAFCへの機能集中への見直しが示唆されて」いる（平嶋竜太「アメリカ連邦巡回控訴裁判所（CAFC）創設をめぐる経緯と議論」NBL770号39頁）との指摘がされている。

「知的財産高等裁判所」の創設により期待される効果として、知的財産関連訴訟の審理の迅速化が指摘されているが、この点についてどのように考えるか。審理の迅速化を図るためには、「知的財産高等裁判所」をどのような内容のものに制度設計すべきか。例えば、CAFCで行われているように、準備書面の提出期間・頁数や口頭弁論の時間に制限を加えるべきか。

CAFCでの事件処理について、準備書面の提出期間は、控訴人側は控訴状提出後60日、被控訴人側は控訴人準備書面の提出後40日、控訴人による応答準備書面は被控訴人準備書面の提出後14日とされており、書面の頁数は、控訴人準備書面と被控訴人

準備書面は30頁以下、控訴人による応答準備書面は15頁以下と制限されている(Federal Rules of Appellate Procedure, Rule31, 32・Federal Circuit Rule, Rule32)。また、1件の口頭弁論の時間は、基本的に、両当事者それぞれ15分程度とされている(浅見節子「米国における特許訴訟 - 連邦巡回控訴裁判所を中心に - 」発明1998-8・88頁, 高瀬順久「米国連邦巡回控訴裁判所(United States Court of Appeals for the Federal Circuit)の現状について」判例時報1826号25頁参照)。

### (3)「知的財産高等裁判所」の裁判所の中での位置づけはどうあるべきか。 - 下級裁判所の中での位置づけの論点 -

「知的財産高等裁判所」は、下級裁判所の中でどのような位置づけとすべきか。裁判所法上の「高等裁判所」の一つと位置付けるべきか、それとも、「高等裁判所」とは別の組織とすべきか。この場合、裁判権の範囲(裁判所法16条関連)や司法行政権(例えば下位の裁判所に対する監督等)について、どう考えるか。

裁判所法は、憲法第76条第1項に基づいて下級裁判所の設置及び権限を定め、裁判所法第16条では「高等裁判所」の管轄権につき規定している。してみると、「知的財産高等裁判所」を法的に独立したものとしても、知的財産権に関する民事訴訟だけを担当する裁判所となれば、その裁判権は、同条で規定する「高等裁判所」の裁判権とは異なったものとならざるを得ないことについて、どう考えるか。

また、同様に、「知的財産高等裁判所」を「9番目の高等裁判所」として創設するとした場合、この高等裁判所は、法制上は、東京高等裁判所や大阪高等裁判所などと全く同じ裁判所法上の裁判所とは異なったものとならざるを得ないことについてどう考えるか。

### (4)「知的財産高等裁判所」の組織・裁判官・人事はどうあるべきか。 - 裁判所を構成する人的な論点 -

「知的財産高等裁判所」において、長年にわたって知的財産の専門家の裁判官に、知的財産関連訴訟のみを担当させた場合の弊害として、裁判官の視野が狭くなる、専門的に特化することで裁判官の考え方が硬直化し、法的判断能力や事実認定能力に専門的偏りが生じ、事件に対する予断が生じかねないといったことが指摘されているが、これらの弊害についてどのように考えるか。これらの問題は、裁判官を定期的に通常裁判所との間を異動させるなど、人事面での工夫によって解決されるとの考え方もあるが、他方、異動することで裁判官の専門性は弱まるという二律背反的な側面があることについて、どのように考えるか(2.(2)甲案のデメリット(17頁)を参照)。

特別の裁判所における、裁判官の視野がきわめて狭くなるなどの弊害のおそれについては、アメリカの連邦控訴裁判所制度改革委員会のいわゆる Hruska レポートにおいて指摘されて

いる（「知的財産訴訟制度の国際比較」別冊NBL 81号30，31頁，平嶋竜太「アメリカ連邦巡回控訴裁判所（CAFC）創設をめぐる経緯と議論」NBL 770号38，39頁，日本弁護士連合会「知的財産高等裁判所の創設についての意見」（平成15年6月17日））。

このほか，かかる弊害については，「判断の統一といっても，統一するのが必ずしもいいのかどうか。CAFCは，法曹一元化のために，いろいろな経歴，いろいろな考え方を持った弁護士が入ってきて合議がされ，それが統一されていくからいいのであって，日本の裁判所でこれをやると，シニアの人の影響を受けたジュニアの人は多分同じ考えをしてしまう。そうすると，判断が統一化するのではなくて，むしろ硬直化していくのではないか」（「座談会 知的財産関連訴訟の現状と展望」NBL 766号24頁室伏良信氏発言），「裁判官が自由に入れ替わられるようなシステムであれば賛成ですが，仮にそうであったとしても，はたしてそれだけの人材がいるかどうか」（同），「知財部に一度配属されたとしても，それがあまり長く続くのは，（中略）判断の硬直性という面で非常に危険性があるのではないか」「もう一度通常部なりほかの部署に出て，そこで勉強したことがまた知財事件にフィードバックされてよりよい判断ができるというシステムでないと，だんだん日がたつて知的財産事件だけに固定するような形で人事の運用が行われますと，裁判官の成長の面や裁判自体の活性化の面からみても，よい結果は生まれえないのではないか」（同牧野利秋氏発言）との指摘がされている。

知的財産関連訴訟の増加については，東京高等裁判所の内部において柔軟に対応しているところ，今後「知的財産高等裁判所」を設けると，知的財産関連訴訟の増加に柔軟な対応ができなくなるという弊害はないか。

#### （５）「知的財産高等裁判所」において取り扱う事件の管轄・移送はどうあるべきか。

##### - 管轄・移送の論点 -

「知的財産高等裁判所」の職分管轄を設けた場合の問題点について，どのように考えるか。例えば，管轄をめぐる問題について当事者間に争いが生じ，これに起因して「知的財産高等裁判所」の事件処理が遅延するなどの弊害が指摘されているが，この点についてどのように考えるか（具体的な内容については，2.（2）甲案のデメリット（17～19頁）を参照）。

「知的財産高等裁判所」の職分管轄について，従来の考え方に倣い，「知的財産高等裁判所」の管轄に属する事件を他の裁判所において取り扱うことを許容しないものとするのか。それとも，上記の問題点を回避するため，新たな職分管轄というものを模索するのか（具体的な内容については，2.（2）甲案のデメリット（17～19頁）を参照）。

「知的財産高等裁判所」が取り扱う事件・訴訟について，どのように考えるか。具体的には，以下の点についてどのように考えるか。

特許権等に関する訴えの控訴審につき，どの範囲まで管轄に含めるか（侵害

訴訟に限定するのか，その他の民事訴訟（例えば，職務発明やライセンス契約をめぐる紛争等）まで取り扱うのか。専門技術的要素を欠く事件を除くのかなど。これまでは，このような広い概念の事件に対しては通常的高等裁判所で柔軟な対応をとることができたが，「知的財産高等裁判所」の職分管轄を認めると，そのような対応ができなくなる点について，どのように考えるか。

通常裁判所における上記の柔軟な対応例については，例えば，以下のようなものが考えられる。

（具体例１）特許権者が専用実施権者に対して，その特許発明の実施料の支払いを求めて東京地裁に訴えを提起し，技術専門性に関する争点はないとして事件が通常部に配点されて審理されていたところ，専用実施権者の側において，特許の有効性は争わないという約束があったにもかかわらず，特許が無効であるので，実施料の請求は権利の濫用である旨の主張をした場合に，通常部から知的財産部へ配点換えする。

（具体例２）会社を退職した元従業員が会社に対して未払い賃金及び退職金の支払いを求めて訴えを提起し，東京地裁の労働部で事件が処理されていたところ，この訴訟の中で会社は元従業員の勤務態度や勤務成績が悪いと主張していたところ，元従業員が勤務態度や勤務成績がよかったことを主張し，その理由として，特許発明を様々行ったとして，会社に対して，職務発明の報酬を請求した場合，この事件を労働部から知的財産部へ配点換えする。

東京高等裁判所が第一審の専属管轄となっている審決取消訴訟を取り扱うか否か。

専属管轄化された特許権等に関する訴えと競合管轄化された著作権等に関する訴えの違い（例えば，専門技術性の程度，専門管轄化すべきニーズの強さ等）  
上記の各々の訴えの控訴審につき，「知的財産高等裁判所」において取り扱うことのニーズ

著作権等に関する訴えの控訴審を含めるとした場合，その競合管轄化の可否  
「知的財産高等裁判所」の職分管轄を設けると，その管轄に属さない併合請求や関連請求が提起された場合，第一審裁判所では一括して審理されていたにもかかわらず，控訴審においては別々に審理せざるを得ず，当事者としては二重の負担になるほか，関連請求の判断の統一についても問題が生じると考えられるが，このような併合請求や関連請求の取扱いについてどう考えるか（ 2 .( 2 )甲案のデメリット（ 18 頁）を参照）。

「知的財産高等裁判所」の専属管轄に属する事件の移送について，どのように考えるか。例えば，移送のニーズ，移送の可否や移送の要件についてどのように考えるか。

地域密着型の事件（特に，著作権等に係る訴えについての終局判決に対する控訴）

を「知的財産高等裁判所」で取り扱うことについて、どのように考えるか。その制度設計いかんによっては、国民の司法アクセスの観点から、国民の裁判を受ける権利を過度に制約することになるとの指摘について、どのように考えるか（具体的な内容については、2.(2)甲案のデメリット（19頁）を参照）。

今般の民事訴訟法改正案の採択に当たって、「特許権等に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないように十分配慮するとともに、今後知的財産訴訟への体制強化等の状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと」（平成15年7月8日参議院法務委員会付帯決議）という国会決議について、どのように考えるか。

## （6）その他

知的財産関連訴訟の第一審についてどう考えるか。第一審レベルでの専門的処理体制の向上のため、第一審を含めた「知的財産裁判所」を創設することについて、どのように考えるか。

専門委員の導入や裁判所調査官の権限拡大等による、裁判官の補助態勢の確立については、どのように考えるか（2.(2)甲案のメリット（16頁）、(1)乙案のメリット（21～22頁）、第5回知的財産訴訟検討会資料1及び第10回知的財産訴訟検討会資料2を参照）。

その他考えられる裁判所の専門的処理体制の強化方策案としてはどのようなものがあるか。

## 2. 具体的方策案についての検討

「知的財産裁判所」の具体的方策案としては、東京高等裁判所から法的に独立した組織を創設する甲案と、今般の民事訴訟法における東京高等裁判所の専属管轄化により実現された実質的な知的財産高等裁判所に看板を付与する乙案の2案を中心として検討する。ただし、これらの案はいずれも当検討会委員、知的財産戦略本部本部員の意見、同本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会委員の意見、その他司法制度改革推進本部に寄せられた意見を元にしてたたき台として作られた案であり、これらの中間にある案についても検討されるべきものがあると思われる。

(注) 1.(3)(10頁)に記載のとおり、「知的財産高等裁判所」を9番目の「高等裁判所」として創設したとしても、その裁判権は裁判所法第16条で規定する「高等裁判所」の裁判権とは異なったものとなるため、東京高等裁判所や大阪高等裁判所と同じ並びでの「高等裁判所」とは異なったものとならざるを得ない。なお、「知的財産高等裁判所」の呼称の法制的な整理については、引き続き十分な検討を要するものである。

### 甲案

#### (基本的考え方)

内外に対し知的財産重視という国家政策をアピールする、いわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所から法的に独立した組織の「知的財産高等裁判所(仮称)」を東京に創設し、知的財産関連訴訟を控訴審段階で専属的に取り扱う。

(注) 看板効果だけでなく、専門的処理体制の整備のために、「知的財産高等裁判所」を「技術裁判官」導入の基盤とすべきという意見もある。

#### (取り扱う事件・訴訟)

下記 と の知的財産関連事件とする。<sup>(注1)</sup>

東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起された<sup>(注2)</sup>、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え<sup>(注3)</sup>についての終局判決に対する控訴

特許庁の審決等に関する訴え(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)

(注1) この案では、意匠権、商標権、著作者の権利(プログラムの著作物についての著

作者の権利を除く。), 出版権, 著作隣接権又は育成者権に関する訴え・不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴え(以下、「著作権等に関する訴え」という。)についての終局判決に対する控訴については, 地域密着型事件の多いことや当事者の地理的利便性を考慮し, 「知的財産高等裁判所」で取り扱う事件から除いている。

(注2) 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起されたが, 専門性が低いという理由で他の地方裁判所へ移送された事件についても, 知的財産関連訴訟であるために, 控訴段階では東京の「知的財産高等裁判所」において取り扱われることとなる。

(注3) 以下, 特許権, 実用新案権, 回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えを「特許権等に関する訴え」という(民事訴訟法第6条第1項)。

(注4) 法曹資格のない「技術裁判官」の導入の基盤になるとする意見(例えば, 今野浩「知財裁判所に「技術判事」を」平成15年9月23日日本経済新聞など)があるが, 「技術裁判官」の導入の是非については見解の隔たりが大きい。諸外国等にも例のない「技術裁判官」を導入するには, そのメリット, デメリットについて慎重に検討を要すると思われる。

(注5) 知的財産関係の, 民事保全・民事執行関係の抗告事件や上記以外の行政処分についての控訴事件が取り扱う事件に含まれるか否かについては, 引き続き検討を要するものである。

## (1) 甲案のメリット (第10回知的財産訴訟検討会資料3 21頁を参照。)

諸外国にならい, 「知的財産高等裁判所」を創設することは, 「技術立国」・「知的財産立国」を世界に宣言することになり, ひいては, 技術開発と投資を日本に呼び込むことができる。

### (このメリットについて想定される反論)

諸外国において「知的財産高等裁判所」と言われているものは, イングランドやシンガポールのように単に裁判所の一部門であったり, ドイツや韓国のように審決取消訴訟のみを担当していたり, 米国のように知的財産関係は全体の30パーセント程度の割合しか占めていないのであって, 諸外国に「ならう」ということ的前提がない(諸外国における知的財産関連訴訟に関わる裁判機関については別紙2を参照。)

「知的財産高等裁判所」の創設と技術開発と投資の呼び込みとの因果関係が稀薄である。

国策上の看板やシンボル機能につき, 1.(2)(8頁)のNBL座談会の発言を参照。アメリカにおいてC A F Cという形ができたが, 今後, E Uで統一特許裁判所を創ると決定したりするなど, 各国が自国の知的財産裁判所を創るという国際的なメ

ッセージを発信しているのは全体の流れであり、日本もこの流れに乗る必要がある。

**(このメリットについて想定される反論)**

アメリカのC A F CもE Uの統一特許裁判所も、その時点における判例統一機能や、新たなE U特許を担う紛争処理システムを創設したりしたものであり、看板だけで専門裁判所を創るという例は存在しない。

「知的財産高等裁判所」の創設は、全裁判官参加による大法廷制度導入の基盤となるものであり、この導入により、経済活動の大きな阻害要因となっている司法判断のばらつきを控訴審段階で早期に統一できる。

**(このメリットについて想定される反論)**

司法判断の統一は最高裁において行うものであり、控訴審の段階での統一は事実上のものではない。

東京高等裁判所の専属管轄化、5人合議制の導入という今般の民事訴訟法の改正がなされた現時点において既に、事実上の判断の統一を期待できるが、「知的財産高等裁判所」が創設されても、それ以上の統一は期待できない。

全裁判官参加による大法廷制度を導入した場合、「知的財産高等裁判所」における審理は時間がかかり訴訟が遅延する。今般の民事訴訟法の改正による5人合議制以上に判断を統一する制度にするためには、「知的財産高等裁判所」は事実審とはせず法律審としなければならない。この場合には、東京高等裁判所において現在扱っている無効審判等の審決取消訴訟は東京高等裁判所において引き続き専属的に取り扱い、「知的財産高等裁判所」においては取り扱わないこととしなければならない。

技術に疎く、時間がコストとの認識が薄い裁判官の存在や、複雑怪奇な無効審判・侵害訴訟手続がある現状は、反・知的財産立国であり、独創的発明がきちんと保護され、分かりやすく、信頼できる紛争解決手続の整備が不可欠であり、専門裁判所を設けることでその解決が図られる。

**(このメリットについて想定される反論)**

裁判官の人材については、今後は、理科系の大学の卒業者が法科大学院を出て司法試験に合格し、裁判官に登用されることが期待される。

今般の民事訴訟法改正により実現された実質的な「知的財産高等裁判所」以上の機能はない。

訴訟手続における専門的知見の導入は、いわゆる「技術系裁判官」制度の採用よりもこれまでの専門委員の導入や裁判所調査官の権限拡大等の方策による、裁判官の補助態勢の確立でもって対応してきた。これは、様々な専門性が問題となる事件を機動的かつ的確に処理するために最善と考えられてきたことによる。

技術の分かる裁判官を集中して配置することにより、バイオ、医療、IT、ナノ



テク等の最先端技術に関する紛争についての判決の信頼性を一層高めることができる。

#### (このメリットについて想定される反論)

裁判は法的素養を持ったジェネラリストが判断することが原則であるが、技術が分かっているが故に裁判官において偏見が生ずるおそれがあることをどのように考えるか。

全ての最先端技術を理解する専門家はいない。

技術が分かる裁判官でも、裁判所調査官や専門委員による専門的知見の導入や鑑定などの補助が必要である。

上記の点はいずれも、どのような裁判所の体制を採ったとしても共通に生じる問題である。

## (2) 甲案のデメリット

「知的財産高等裁判所」において、長年にわたって知的財産の専門家の裁判官に、知的財産関連訴訟のみを担当させた場合には、裁判官の視野が狭くなる、専門的に特化することで裁判官の考え方が硬直化し、法的判断能力や事実認定能力に専門的偏りが生じ、事件に対する予断が生じかねないといった弊害のおそれがある。

特別の裁判所における、裁判官の視野がきわめて狭くなるとの弊害のおそれについては、1.(4)(10～11頁)の平嶋論文、NBL座談会の発言等を参照。

#### (このデメリットについて想定される反論)

裁判官を定期的に通常裁判所との間を異動させるなど、人事面での工夫により問題を解決することができるとの考え方もある。ただし、異動することで裁判官の専門性は弱まるという二律背反的な側面がある。

これまで通常の高等裁判所で柔軟な対応をすることができたが、甲案とすると管轄をめぐる問題に起因して「知的財産高等裁判所」の事件処理が遅延することとなる等の問題がある。すなわち、

( ) 現行法上の東京高等裁判所は、別紙41にあるように広い管轄を有している。

「知的財産高等裁判所」の職分管轄を同様の広い管轄とすると、他の裁判所では処理できなくなるため、これまで東京高等裁判所の通常部で扱ってきた専門技術的な判断を要しない事件についても、東京高等裁判所ではなく「知的財産高等裁判所」が処理しなければならなくなり、「知的財産高等裁判所」の専門的処理体制の強化という理念とは逆に、その事件処理が遅延する。

( ) 現行法では、東京高等裁判所の職分管轄のうち、専門的な事件に限って専門部が事件配点により事件処理してきたもので、専門部で扱うか否かについては当事者の不服申立ては認められていなかった。「知的財産高等裁判所」の職分管轄を設けると、管轄違いか否かについて当事者に不服申立権を付与せざるを得

ず，その不服申立の判断については最高裁まで争い得ることになり，事件処理が遅延する。

- ( ) 現行法では，東京高等裁判所の職分管轄に属する事件について併合請求や関連請求（反訴等）が提起された場合，第一審裁判所は弁論を分離せず，併合された請求を一の訴えとして判決を出していた。ところが，「知的財産高等裁判所」の職分管轄を設けると，その管轄に属さない併合請求や関連請求が提起された場合，第一審の判決に対して控訴する場合でも，「知的財産高等裁判所」と東京高等裁判所の双方に控訴せざるを得ず，当事者の負担が二重になる。また，一つの紛争について別々に審理，判断されることになる結果，妥当な解決が得られなくなるおそれもある。
- ( ) 現行法では，著作権等に関する訴えの東京地方裁判所・大阪地方裁判所への競合管轄化により，その控訴審については，その専門性に応じて，専門的処理体制の整った東京高等裁判所又は大阪高等裁判所の専門部における事件処理が可能であった。ところが，仮に著作権等に関する事件について「知的財産高等裁判所」の職分管轄を認めると，他の高等裁判所との競合は許されないことになる。そこで，仮にその職分管轄に含めないとすると，最早「知的財産高等裁判所」において取り扱うことはできず，専門技術的な判断を要するものであっても，「知的財産高等裁判所」以外の専門的処理体制の整っていない高等裁判所における事件処理を甘受せざるを得ない。甲案では事件処理が遅延し，また当事者のニーズに応えられない。
- ( ) ( )とは逆に，仮に著作権等に関する事件を「知的財産高等裁判所」の職分管轄に含めると，「知的財産高等裁判所」で取り扱う知的財産権事件を他の裁判所に移送することができない以上，地域密着型の事件について当事者の地理的な不便を強いることとなる。
- ( ) 仮に，立法政策として，「知的財産高等裁判所」の職分管轄について，従来の職分管轄の概念とは異質な新たな職分管轄の考え方を導入し，同じ知的財産権事件を「知的財産高等裁判所」と通常的高等裁判所の両方で取り扱うことを許容することとした場合，上記( )～( )のデメリットが回避されることとなる。しかしながら，かかる職分管轄の考え方は，知的財産権事件を専門的処理体制の整った特別の裁判所において取り扱うという制度趣旨に合致しないことになる。

専門技術的な判断を要しない事件としては，例えば，単なる経済的理由からライセンス料や使用料などを支払わない事件や権利の帰属に関する事件などが挙げられる。

管轄の不安定性については，「特別な事件を取り扱う独立の知財高裁を創設することは，どの裁判所が職分管轄を有するかをめぐる争いが起こる余地を広くすることになる(中略)。そうすると，管轄をめぐる争いやその処理に費やす裁判所や当事者の新たな時間やエネルギー

ギーが必要となる。法律で管轄の範囲をどのように定めようと、また、そういった争いを解決する手続をどのように整備しようと、裁判所の数を増やし、権限の所在を細分化すれば、それ自体は避けられないことである。」(笠井正俊「知的財産高等裁判所構想に関する若干の考察」判例タイムズ1126号5頁)との指摘がされている。

### (このデメリットについて想定される反論)

( )については、管轄概念をもっと狭いものとして法定することが考えられる。また、( )ないし( )については、新たな職分管轄を工夫する、或いは職分管轄の概念を一部変更することも考えられる(ただし、この点については慎重な検討を要する)。

地域密着型の事件もすべて東京の「知的財産高等裁判所」で取り扱うことについて、その制度設計いかんによっては、国民の司法アクセスの観点から、国民の裁判を受ける権利を過度に制約することになる。

この点については、「知財専門高裁の創設の動きも含めた東京高裁への一極集中化傾向によって、新たな司法へのアクセス障害が起きかねない」との指摘がある(伊原友己「知的財産専門高裁創設の是非について」知財ぷりずむ2003年8月号22頁)。同様の指摘をするものとして、京都弁護士会「知的財産高等裁判所の創設に関する意見書」(平成15年8月13日)、大阪弁護士会「同」(平成15年9月16日)がある。

別紙31のとおり、職分管轄は、裁判権の合理的分担という公益的視点から一義的に決定されるものであって、競合を許さないものであることに照らすと、知的財産権事件に係る裁判権を合理的に分担するという公益性の観点から、「知的財産高等裁判所」の管轄に属する事件を他の裁判所において取り扱うことは許されないこととなり、上記のように、当事者の地理的な不便を強いることとなる。

地域密着型の著作権等に関する事件の例(最高裁判所行政局「知的財産高等裁判所について」平成15年6月12日自由民主党政務調査会経済産業部会知的財産政策小委員会、司法制度調査会知的財産の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会合同小委員会配布資料参照)

「民謡ミュージカル」事件(福島地裁平成8年1月29日判決)

「生き生き長崎」掲載写真事件(長崎地裁平成4年7月22日判決・福岡高裁平成5年3月10日判決)

「クラブ・キャッツアイ」事件(福岡地裁小倉支部昭和57年8月31日判決・福岡高裁昭和59年7月5日判決・最高裁三小昭和63年3月15日判決)

「北海道バター飴」事件(札幌地裁昭和51年12月8日判決)

「越乃立山」事件(富山地裁平成8年6月12日判決・名古屋高裁金沢支部平成9年3月19日判決・最高裁二小平成10年12月18日判決)

### (このデメリットについて想定される反論)

巡回裁判や移送制度を設けるなどの制度設計上の工夫により、地域密着型

の事件を「知的財産高等裁判所」以外の裁判所において審理することも可能であり、国民の裁判を受ける権利を制約することはないとの考え方もある。

「知的財産高等裁判所」という特別の裁判所の創設は、通常裁判所の専門的処理体制の整備の妨げになるおそれがある。

この点については、前掲三ヶ月論文参照。

**(このデメリットについて想定される反論)**

「知的財産高等裁判所」の創設と通常裁判所の専門的処理体制の整備が妨げられることとの因果関係が希薄である。

## 乙案

### ( 基本的考え方 )

今般の民事訴訟法改正により知的財産関連訴訟を東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱うことで実現された実質的な「知的財産高等裁判所」を、内外に対し知的財産重視という国家政策をアピールする、いわゆる看板効果を目的として、「知的財産高等裁判所(仮称)」と呼称する。

### ( 取り扱う事件・訴訟 )

今般の民事訴訟法改正により専属管轄化された東京高等裁判所の管轄に属する下記の知的財産関連事件とする。

東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起された、特許権等に関する訴え<sup>(注1)</sup>についての終局判決に対する控訴

東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に提起された、著作権等に関する訴え<sup>(注2)</sup>についての終局判決に対する控訴

特許庁の審決等に関する訴え(特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権)

その他知的財産関連訴訟の関連請求・併合請求事件

(注1) ただし、第一審において審理すべき専門技術的事項を欠くなどの事情により、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認められ、訴えが提起された東京又は大阪地方裁判所から、土地管轄権等を有する地方裁判所へ移送された事件は除かれる(民訴法第6条第3項・第20条の2第1項)。

(注2) 著作権等に関する訴えの競合管轄化により、東京地方裁判所に提起が可能となる訴えは、東日本の管轄区域(東京高等裁判所, 名古屋高等裁判所, 仙台高等裁判所, 札幌高等裁判所)内に所在する地方裁判所が土地管轄権を有する事件である(民訴法第6条の2第1号)。

## ( 1 ) 乙案のメリット

今般の民事訴訟法改正により設けられた新たな制度(特許権等に関する訴えの控訴審の東京高等裁判所への専属管轄化, 5人合議制の導入, 専門委員の導入等)を最大限活用することにより、産業界のニーズ(事実審段階での裁判例の早期統一, 知的財産関連訴訟における技術的専門性の強化, 知的財産関連訴訟の迅速化)に応える「知的財産高等裁判所」の機能を実現することができる。

定塚誠「知的財産権訴訟の現状と展望」NBL765号27, 28頁参照。

### (このメリットについて想定される反論)

事実審段階での裁判例の早期統一， 知的財産関連訴訟における技術的専門性の強化及び 知的財産関連訴訟の迅速化のほか，知的財産立国を内外へアピールするために「知的財産高等裁判所」の組織を創設する方が効果が大きい。

事件配点の工夫により，実質的な「知的財産高等裁判所」の裁判官に知的財産関係事件以外の事件を担当させることが可能であるし，同じ裁判官として他の裁判所で他の事件も担当するようにできるので，裁判官の視野が狭くなる，裁判官の考え方が硬直化するという弊害のおそれは小さい。

### (このメリットについて想定される反論)

甲案によっても，人事面の工夫で他の裁判所にも配置するようにすれば，裁判官の視野が狭くなる，裁判官の考え方が硬直化するなどの弊害のおそれは小さい。

東京高等裁判所の職分管轄には変更がなく，「知的財産高等裁判所」としての職分管轄を考える必要はないため，管轄の概念が広すぎる，管轄の不安定性を招くといった管轄をめぐる問題点（甲案のデメリット（ ）から（ ）の問題点）を生ずることはなく，柔軟な事件処理ができるので，これらの問題点に起因して事件処理が遅延するおそれはない。

管轄の不安定性については，前掲の笠井論文を参照。

### (このメリットについて想定される反論)

甲案についても，職分管轄の範囲を減縮したり，職分管轄について新たな考え方を模索することで問題を縮小できるのではないかと。

前掲三ヶ月論文（ 1 .(2)(7～8頁)参照）において指摘されているような，通常裁判所の専門的処理体制の整備の妨げになるおそれは小さい。

### (このメリットについて想定される反論)

「知的財産高等裁判所」の創設と通常裁判所の専門的処理体制の整備が妨げられることとの因果関係が希薄である。

西日本の控訴事件については，移送制度を活用するなどして，土地管轄権を有する西日本の地方裁判所を管轄する西日本の高等裁判所で取り扱うことも可能であるので，国民の司法アクセスの観点から，国民の裁判を受ける権利を過度に制約することはない。

### (このメリットについて想定される反論)

甲案についても，従来の職分管轄の概念とは異なる新たな職分管轄の考え方を模索することにより，相当程度，対処することが可能ではないか。また，従来の職分管轄を前提としても，巡回裁判を実施して司法アクセスを充実することも考えられる。

「知的財産高等裁判所」の職分管轄を認めるものではないため、専門技術的な判断を要しない事件や地域密着型の事件を他の裁判所へ移送することも可能であり、当事者の地理的不便を強いることはない。

**（このメリットについて想定される反論）**

（上記 の意見と同じ）

## **（２）乙案のデメリット**

この案は、甲案ほど、国家政策としてのアピール効果は強くない。

**（このデメリットについて想定される反論）**

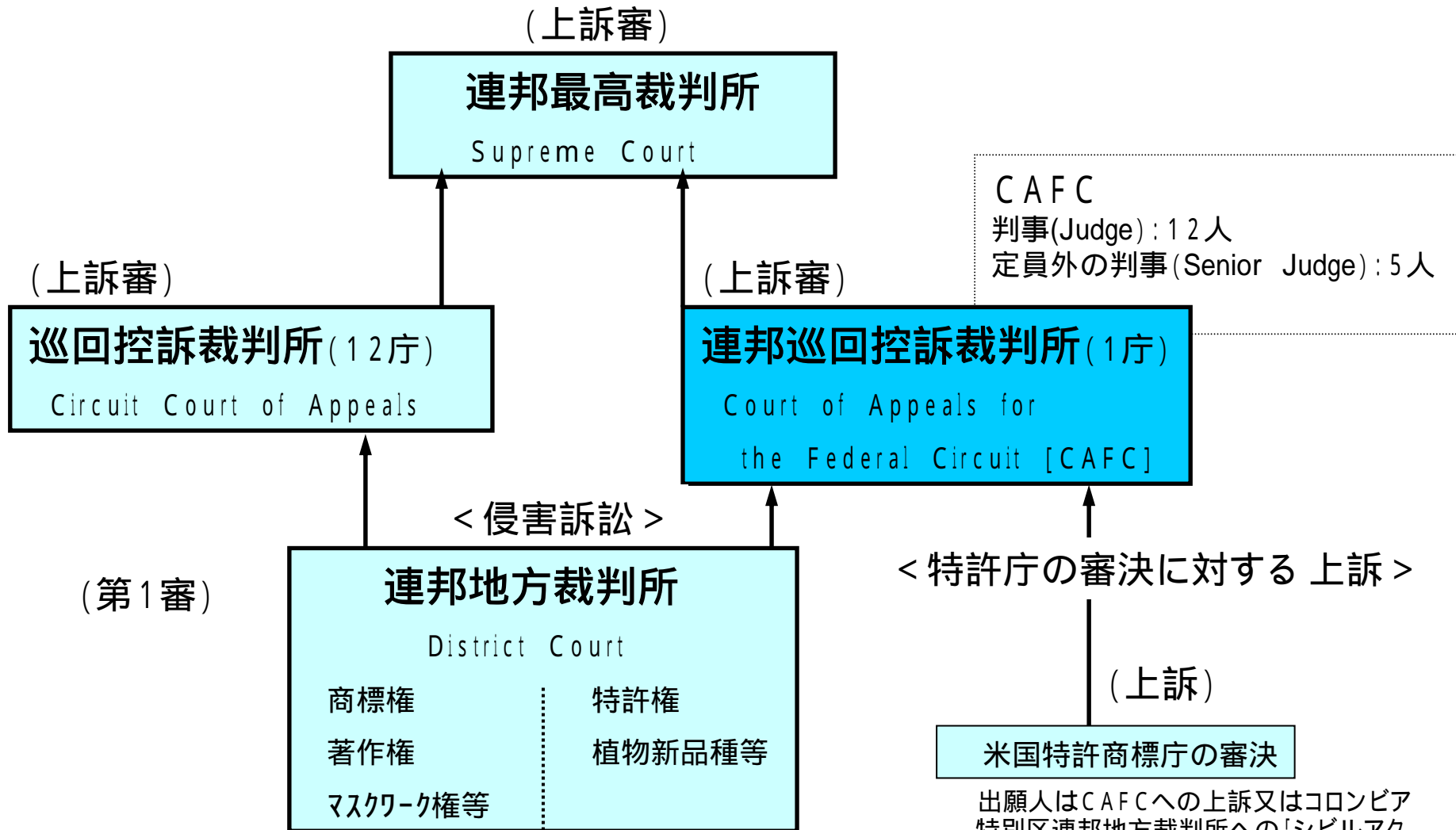
事実上の「知的財産高等裁判所」は管轄の集中度や専門的処理体制の充実度で、世界でも最新鋭の制度と評価できるとの指摘もなされており（日本弁護士連合会「知的財産高等裁判所の創設についての意見」（平成15年6月17日））、独立の裁判所とすると柔軟な事件処理ができず、却って事件の処理が遅延するなどの問題点が指摘されている。

## 司法制度改革において実現を検討している更なる改革

	司法制度改革において既に実現された事項（今般の民事訴訟法改正）	司法制度改革において実現を検討している事項
審理の迅速化等	<p><b>計画審理の推進</b> 裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないものとする。</p> <p><b>証拠収集手段の拡充</b> 当事者が提訴前に必要な証拠や情報を入手することができるようにするため、提訴前の証拠収集手続を拡充する。</p> <p><b>特許権等関係訴訟事件の専属管轄化</b> 特許権等に関する訴訟の第一審を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属管轄化する。</p> <p><b>著作権等関係訴訟事件の競合管轄化</b> 著作権等に関する訴訟の第一審を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄化する。</p> <p><b>その他（判断の事実上の統一等）</b> いわゆる「5人合議制」を設ける。</p>	<p><b>侵害訴訟の迅速化・合理的解決等</b> 侵害訴訟と無効審判の関係等に関し、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的な解決を図るため、裁判手続の在り方を含め幅広い観点から検討中。</p> <p><b>営業秘密の保護を含む証拠収集手続の更なる機能強化</b> 知的財産関連訴訟における侵害行為の立証の容易化を図るために、文書提出命令の範囲の拡大、インカメラ審理における相手方当事者等への書類の開示、秘密保持命令（仮称）の導入、公開停止について検討中。</p>
専門性の確保	<p><b>専門委員制度の創設</b> 専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の説明を聴くことができる制度を設ける。</p> <p><b>特許権等関係訴訟事件の専属管轄化</b>（上欄と同じ）</p>	<p><b>裁判所調査官の権限の拡大・明確化</b> 知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、専門家の訴訟手続への参加の拡大について検討中。</p>



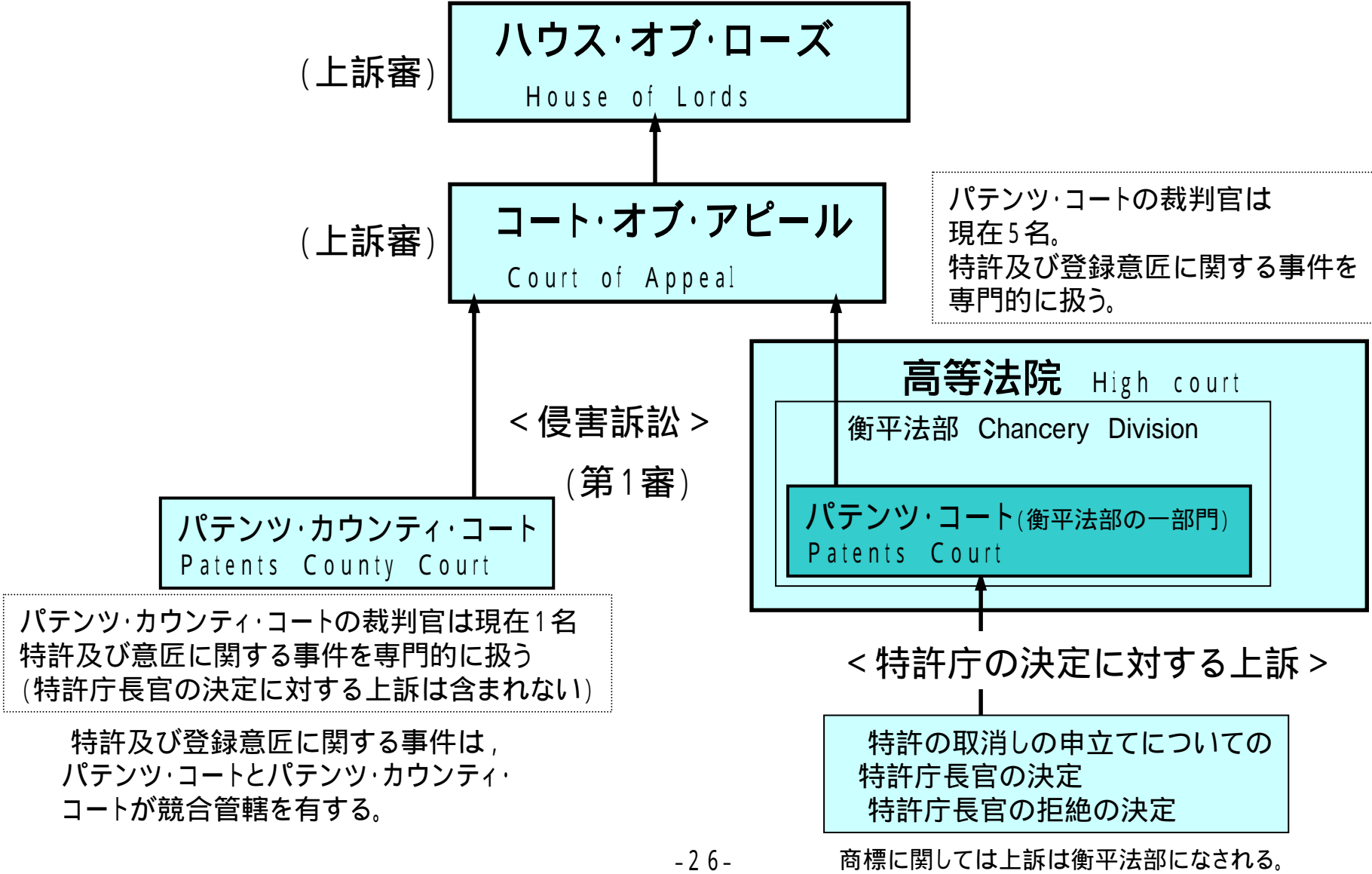
# 知的財産関連訴訟に関わる裁判機関 < アメリカ >



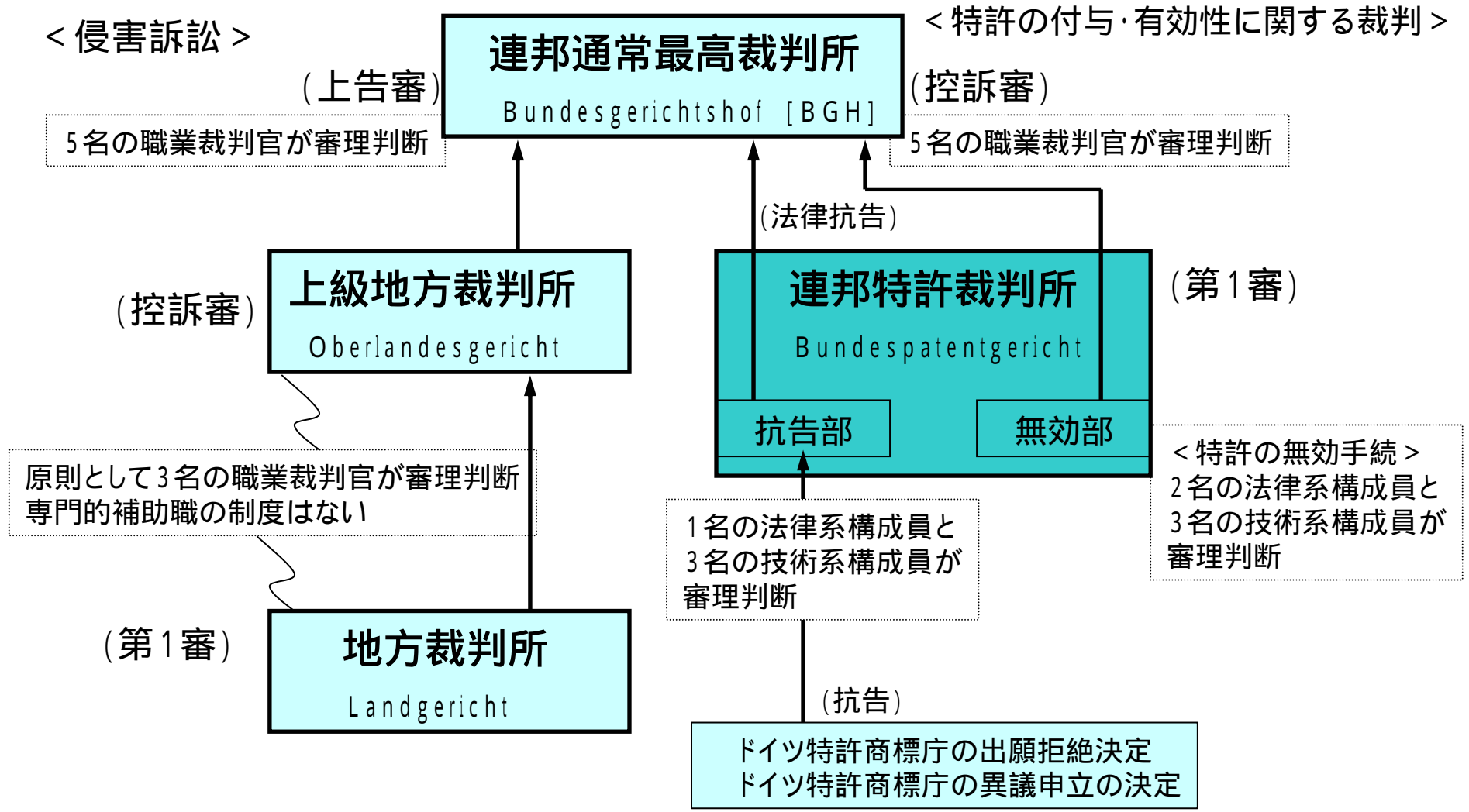
ただし、例えば特許権のライセンス契約違反を巡る問題のように、28 U.S.C. § 1338の規定外となるものは、原則として州裁判所の管轄となる。

出願人はCAFCへの上訴又はコロンビア特別区連邦地方裁判所への「シビルアクション」の提訴のいずれか一方を行うことができる。

# 知的財産関連訴訟に関わる裁判機関 < イングランド >



# 知的財産関連訴訟に関わる裁判機関 < ドイツ >



## 管轄・移送に関する現行制度

### 1. 職分管轄

管轄とは、多種多数の裁判所間に個別事件を配分して裁判権を行使させるについての定めをいい、下記表のとおり、種々の観点から分類されるものである。

これらの管轄のうち、職分管轄は法定管轄の中で裁判権分掌の基準に従って分類される管轄の一つであり、裁判権<sup>(注2)</sup>とは異なるものである。職分管轄の考え方は例えば、以下のア～エのように説明されている。

管轄の発生事由による分類	法定管轄	法律の規定により直接発生する管轄。
	合意管轄	当事者の合意によって生ずる管轄（民訴法11条）。
	応訴管轄	被告の応訴によって生じる管轄（民訴法12条）。
	指定管轄	管轄の指定という裁判（決定）によって生じる管轄（民訴法10条）。
裁判権分掌の基準による分類 <sup>(注1)</sup>	職分管轄	種々の相異なる裁判事務を機能を異にする裁判所間に配分する定め。
	土地管轄	同種の職分を所在地を異にする同種の裁判所間に配分する定め。
	事物管轄	第一審の訴訟事件を同じ管轄区域内の簡易裁判所と地方裁判所間に配分する定め。
訴訟法上の効果による分類	専属管轄	ある事件の管轄が特定の裁判所にのみ属して、その事件については他の裁判所がいかなる理由によっても管轄権をもつことが認められない管轄。
	任意管轄	当事者の合意・被告の応訴又は請求の併合その他一定の事由によってあるいは消滅し、あるいは他の裁判所に新たに管轄権を生じることを妨げない管轄。

(注1) 分類される管轄はすべて法定管轄である。

(注2) 「裁判権」一国の裁判所が特定の事件又は人に対して行使できる国家統治権の一部である権限。司法権と同義であるが、司法権の及ぶ事件又は人との関係を問題にするときには、裁判権というのが普通である。一国の各裁判所を一体とみて、他の官庁や外国の裁判所に対する関係での権限である点で、抽象的管轄権といい、各裁判所に配分された裁判権行使の権限である通常の管轄権と異なる（金子宏ほか編「法律学小事典（第3版）」有斐閣423頁）。

ア 種々の相異なる裁判事務を機能を異にする裁判所の間配分する定めが職分管轄である。その中の重要なものを挙げれば、民事訴訟を分掌する受訴裁判所と民事執行手続を分掌する執行裁判所、少額訴訟・起訴前の和解手続・公示催告手続などについての簡易裁判所の管轄がある。また、受訴裁判所については、上訴制度の関係から、裁判所の審級の順序関係を定める審級管轄がある（菊井維大・村松俊夫原著「コンメンタール民事訴訟法Ⅰ」88頁）。

イ 職分管轄は、裁判権の種々の作用をいずれの裁判所に分担させるのが適当かという目的に照らして定められるものであり、判決裁判所と執行裁判所の管轄権、上訴に関する審級管轄、公示催告手続などに関する簡易裁判所の管轄権がこれに属する。職分管轄は、裁判権の合理的分担という公益的視点から一義的に決定されるべきものであるから、法定管轄であり、かつ、当事者の意思などによる変更を許さない専属管轄である。（中略）種々の裁判権の分担を定める職分管轄は、司法制度全体の運用という公益にかかわることから、専属管轄とされ、当事者の意思による変更の余地はない（伊藤眞「民事訴訟法補訂第2版」35、36頁）。

ウ 裁判権には種々の作用があるので、それらの作用をどの種類の裁判所に分担させるかを定めなければならない。この定めが職分管轄である。職分管轄の概念は、判決手続のほか、強制執行・保全処分（仮差押・仮処分）その他のあらゆる司法活動について問題になる。判決手続に關してみれば、最も重要なものは審級管轄である（吉村徳重・竹下守夫・谷口安平編「講義民事訴訟法」99頁）。

エ 裁判権の種々の作用をどの種の裁判所の役割として分担させるかの定めを、職分管轄という事件に対する各種の裁判所の基本的な役割を定め、これによって、民事訴訟制度を設営する裁判所側の体制を固めるものである点で、原則として専属管轄である（新堂幸司「新民事訴訟法第2版」82頁）。

## 2. 移送

原告は、管轄の定めに従い管轄裁判所に訴えを提起すべきこととなるが、原告が選択した裁判所に管轄権がない場合や、選択された管轄裁判所での審理が被告や裁判所にとって不都合な場合があり得る。そこで、管轄違いの事件を管轄裁判所に係属させたり、訴訟を実質的により適当な裁判所に係属させることを可能にすべく、移送の制度が設けられている。

### 管轄違いに基づく移送

裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する（民事訴訟法16条）。

(制度趣旨についての説明)

管轄違いの場合に訴えを却下すると、原告は再び訴えを提起しなければならず、そのための手数がかかるばかりでなく、新たに手数料その他の出費を要し、場合によっては新訴提起の時にはすでに時効期間(民149条)その他法律上の期間が経過し、回復することのできない損害を被るおそれもある。確かに原告が誤って管轄権のない裁判所に訴えを提起することは、原告の不注意による場合もあるが、訴訟物の価額の算定(8条)や住所等管轄原因をなす事実の調査の困難に由来する場合もあって、必ずしも原告の責めに帰することのできない場合もある。また一方、被告は管轄権を有しない裁判所の審判を受けないという利益を確保されれば足り、それ以上に訴え却下の判決をしてまで保護すべき利益を有しない。そこで、法は本条をもうけ、管轄違いによって訴えを却下することはせず、事件を管轄裁判所に移送することにしたものである(菊井維大・村松俊夫原著「コンメンタール民事訴訟法I」180～181頁)。

### **遅延を避ける等のための移送**

第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる(民事訴訟法17条)。

(制度趣旨についての説明)

多くの事件については、普通裁判籍のほか特別裁判籍(略)が認められている結果、管轄が競合する。この場合、原告は提訴する裁判所を選択することができる。そのため、他の管轄裁判所で審理をするのに比べて、訴訟の進行が著しく遅れ、または当事者間の衡平を害することもある。本条は、このような弊害を是正して、当事者(主として被告)の利益の保護と公益の維持を図るため、第一審裁判所は、事件を他の管轄裁判所に移送できるようにしたものである。これにより、広い特別裁判権による原告の提訴の便と被告の適正な裁判を受ける権利との調和を図ったものといえる(菊井維大・村松俊夫原著「コンメンタール民事訴訟法I」188頁)。

### **簡易裁判所から地方裁判所への移送**

簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる(民事訴訟法18条)。

(制度趣旨についての説明)

これは、簡易裁判所判事の任命資格が判事のそれよりも緩やかであり（裁42条・44条・45条）、訴訟手続も簡易化されているし（270条以下）、証人・訴訟代理人の出頭の便宜その他審理の都合からいっても、地方裁判所で審判することが当事者に不利益を与えないばかりでなく、かえって利益となる場合もあるため、認められたものである（菊井維大・村松俊夫原著「コンメンタル民事訴訟法Ⅰ」186頁）。

### **当事者の申立ておよび同意による必要的移送**

第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであって、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない（民事訴訟法19条1項）。

（制度趣旨についての説明）

旧法下では、昭和57年（1982年）改正により（昭和57法82号）、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送について必要的移送（旧31条ノ3第1項）が認められたが（略）、現行法によりそれを第一審裁判所一般に拡大したものである。その趣旨は、11条により当事者の合意による管轄が広く認められ、また提訴後も12条により被告の応訴による管轄の創出が容認されているので、管轄裁判所への提訴後も当事者の意思を尊重するのが相当と考えられた点にある（菊井維大・村松俊夫原著「コンメンタル民事訴訟法Ⅰ」197頁）。

## 今回の民事訴訟法改正後の知的財産関連訴訟の管轄・移送について

### 1. 管轄

#### 特許権等に関する訴え（イメージ【簡略版】1）

特許権等に関する訴えの管轄については、第一審の管轄裁判所は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄とし、控訴審の管轄裁判所は、東京高等裁判所の専属管轄としている（6条1項・同条3項）。

なお、このほか、第7条（併合請求における管轄）、第11条（管轄の合意）及び第12条（応訴管轄）の規定によれば東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が管轄権を有すべき場合には、特許権等に関する訴えについてこれらの規定を適用し、当該裁判所の管轄を認めている（13条2項）。

「特許権等に関する訴え」の類型（菊井維大・村松俊夫原著「コンメンタル民事訴訟法Ⅰ」132～134頁）

特許権者等から権利侵害者に対する差止請求訴訟，侵害物の廃棄等の請求訴訟  
（特許法100条等）

特許権者等から権利侵害者に対する損害賠償請求訴訟，損害賠償に代えまたは損害賠償とともにする信用あるいは名誉回復請求訴訟（特許法106条等）

特許権者等を被告とする特許権等の侵害による差止請求権または損害賠償請求権の不存在確認請求訴訟

自己の製品等は特許権等を侵害していないのに特許権者等が自己または取引先に対して警告等をしたとして，特許権者等を被告として当該警告等によって生じた損害賠償を請求する訴訟

（不正競争防止法2条1項13号<sup>(注)</sup>，同3条，同4条，同7条）

その他の訴訟

- ・契約に基づく使用料請求訴訟
- ・権利の帰属に関する訴訟
- ・職務発明の場合の対価の請求訴訟（特許法35条等）

（注）現行の不正競争防止法2条1項14号

#### 著作権等に関する訴え（イメージ【簡略版】2）

著作権等に関する訴えの管轄については、第一審の管轄裁判所は、通常の管轄裁判所と東京地方裁判所又は大阪地方裁判所との競合管轄とされている（6条の



2) また、控訴審の管轄裁判所については、第一審裁判所の所在地を管轄する高等裁判所とされている。

なお、第4条及び第5条(土地管轄)の規定のほか、第7条(併合請求における管轄)、第11条(管轄の合意)及び第12条(応訴管轄)の規定によっても東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄権が認められている。

## 2. 移送

### 特許権等に関する訴え(イメージ【簡略版】1)

東京又は大阪の両地方裁判所は、特許権等に関する訴えに係る訴訟がその管轄に属する場合であっても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くこと等の事情を考慮して、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、本来の管轄規定により管轄が認められる裁判所(各地方の裁判所)に移送をすることができることとされている(20条の2第1項)。

このほか、東京地方裁判所と大阪地方裁判所との間では、第17条(遅滞を避ける等のための移送)又は第19条(当事者の申立ておよび同意による必要的移送)の規定による移送制度がある(20条第2項)<sup>(注)</sup>

また、第1審における移送に加え、控訴審においても、東京高等裁判所は、特許権等に関する訴えに係る大阪地方裁判所を第1審とする訴訟の控訴事件について、控訴審において審理すべき専門技術的事項の有無等の事情を考慮して、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、大阪高等裁判所に移送することができることとしている(20条の2第2項)。

(注)一般的には、第16条(管轄違いに基づく移送)の規定による移送制度もある。

### 著作権等に関する訴え(イメージ【簡略版】2)

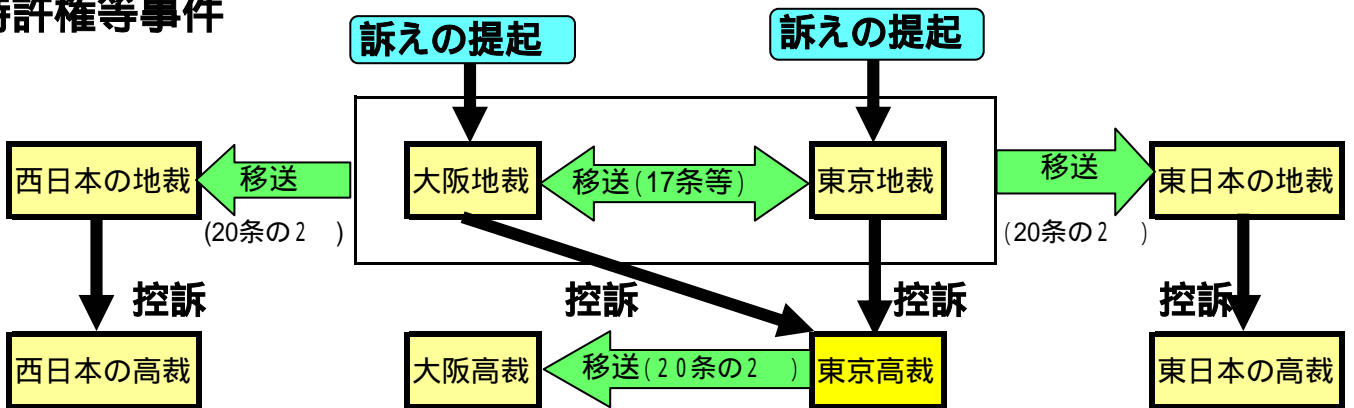
知的財産関連訴訟以外の通常事件と同様に、第1審段階において、第17条(遅滞を避ける等のための移送)又は第19条(当事者の申立ておよび同意による必要的移送)の規定による移送制度がある。

なお、特許権等に関する訴えと異なり、控訴審段階においては、第20条の2第2項に規定する移送に相当する移送制度はない。

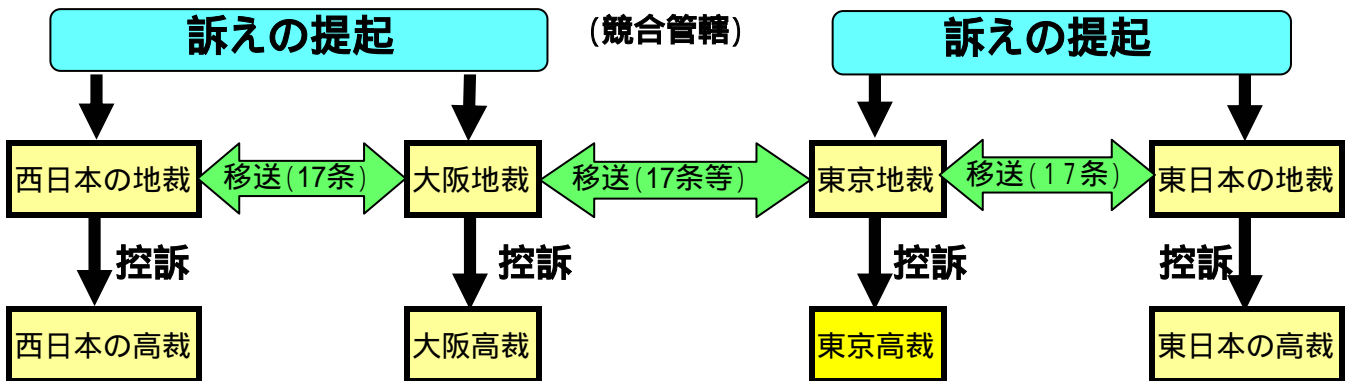
# 知的財産関連訴訟についての管轄と移送のイメージ

(今回の民事訴訟法改正後)

## 1. 特許権等事件



## 2. 著作権等事件



## 特許権等に関する訴えについての管轄及び移送のイメージ (今回の民事訴訟法改正後)

東京地方裁判所に訴えが提起された事件について

### 訴えの提起

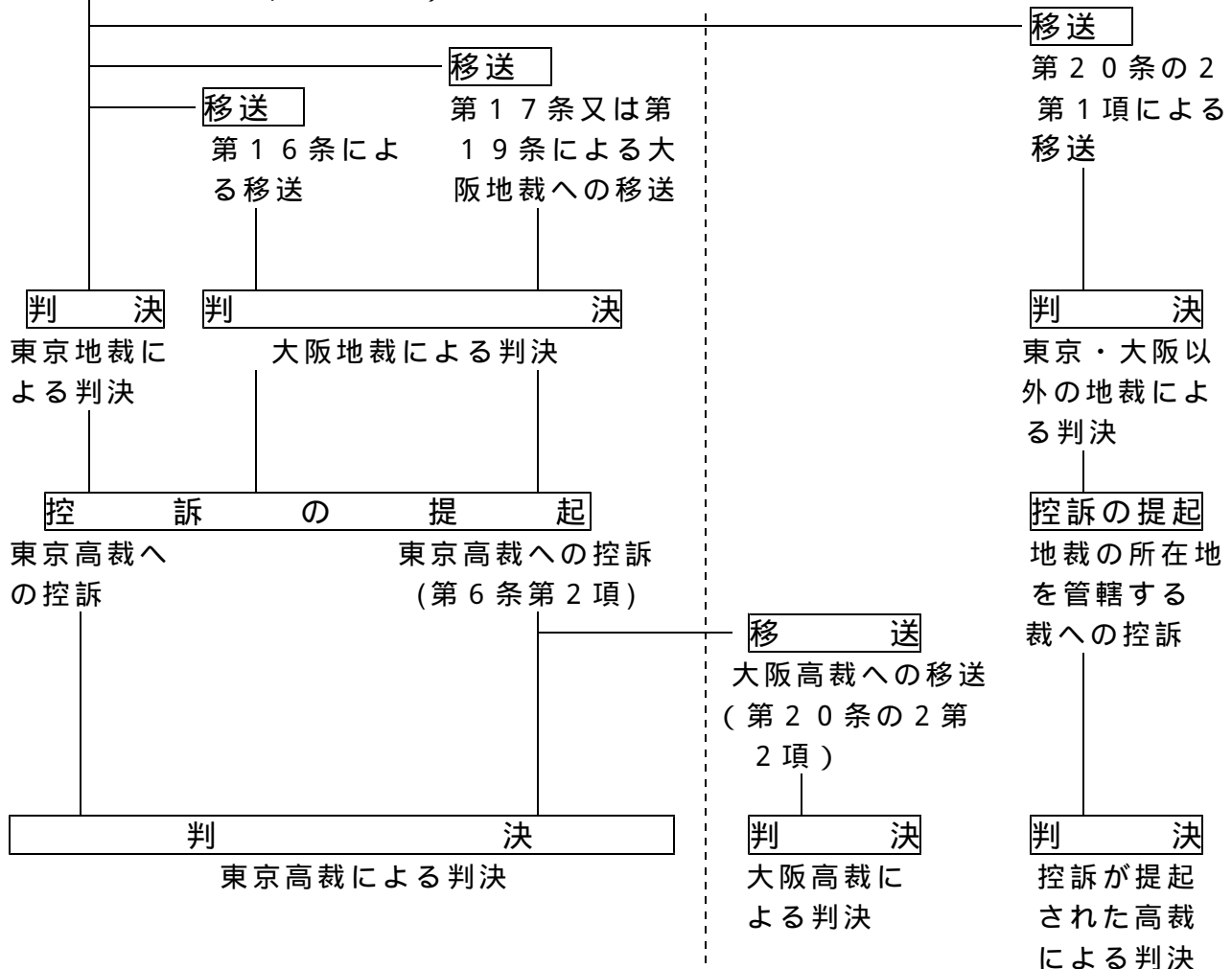
次の事件について東京地方裁判所に管轄権が認められる。

第4条（被告の普通裁判籍）及び第5条（特別裁判籍）の規定によれば，東日本の地方裁判所が管轄権を有すべき事件（第6条第1項第1号）

関連請求が東京地方裁判所に係属している事件（第13条第2項，第7条）

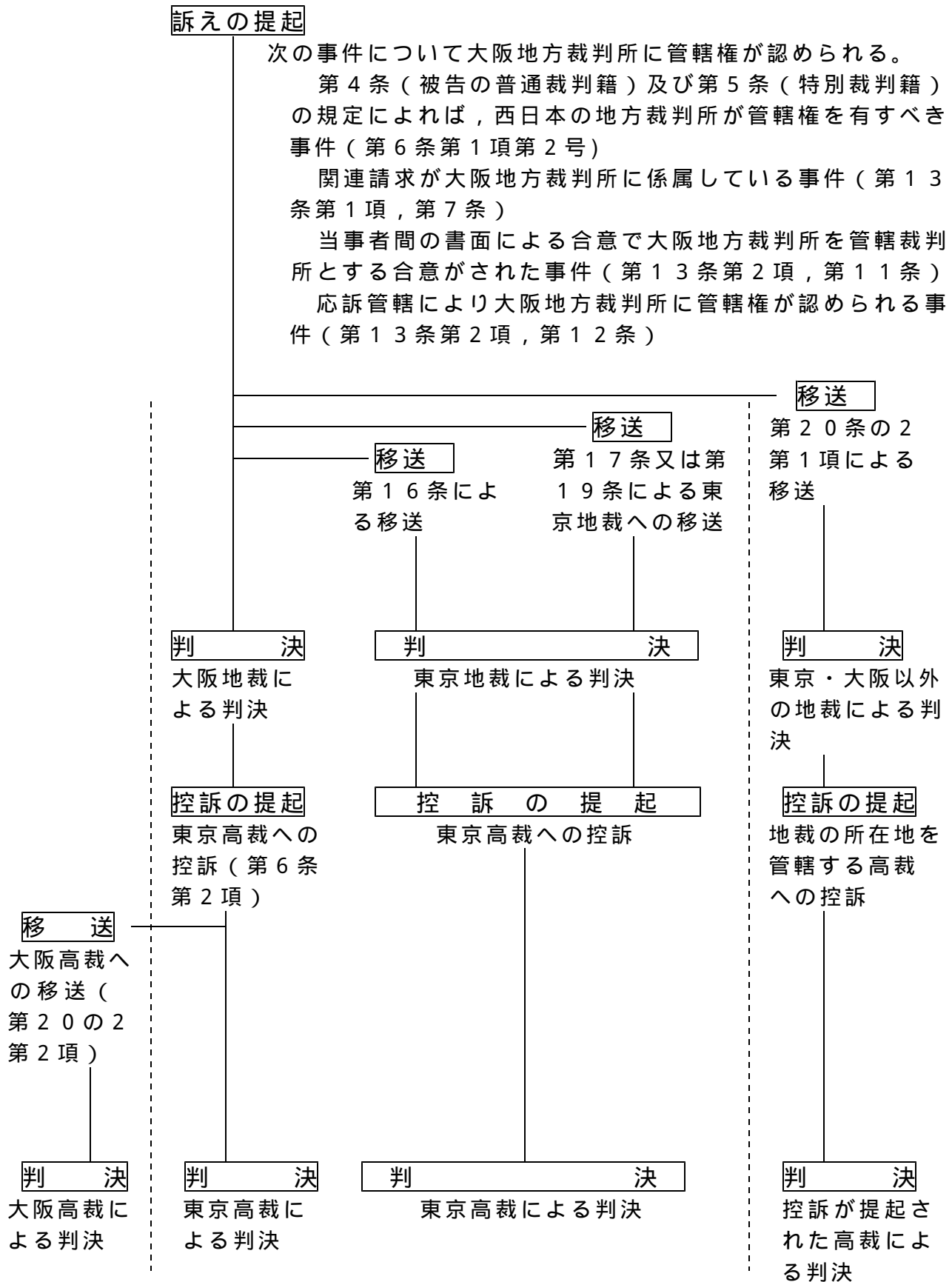
当事者間の書面による合意で東京地方裁判所を管轄裁判所とする合意がされた事件（第13条第2項，第11条）

応訴管轄により東京地方裁判所に管轄権が認められる事件（第13条第2項，第12条）



(注) 図中の条文は民事訴訟法のものである。

大阪地方裁判所に訴えが提起された事件について



## 著作権等に関する訴えについての管轄及び移送のイメージ (今回の民事訴訟法改正後)

東京（大阪）地方裁判所に訴えが提起された事件について

### 訴えの提起

次の事件について東京（大阪）地方裁判所に管轄権が認められる。

第4条（被告の普通裁判籍）及び第5条（特別裁判籍）の規定によれば，東日本（西日本）の地方裁判所が管轄権を有する事件（第6条の2）

関連請求が東京（大阪）地方裁判所に係属している事件（第7条）

当事者間の書面による合意で東京（大阪）地方裁判所を管轄裁判所とする合意がされた事件（第11条）

応訴管轄により東京（大阪）地方裁判所に管轄権が認められる事件（第12条）

### 移送

第17条により移送

### 移送

第19条により移送

### 判決

東京（大阪）地裁による判決

### 判決

東京（大阪）の両地裁以外の地裁による判決

### 控訴の提起

東京（大阪）高裁への控訴

### 控訴の提起

地裁の所在地を管轄する高裁への控訴

### 判決

東京（大阪）高裁による判決

### 判決

控訴が提起された高裁による判決

**知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会（第2回）における委員の意見【平成15年10月28日】****【全般的な考慮事項】**

今まで9番目の高等裁判所ということで議論されてきたのだから，9番目の高等裁判所として導入すべきである。

民事司法制度の運営や改革については，裁判所や法律家の立場や利益からではなく，利用者たる当事者の利益を基礎とすべきであり，制度運営の負担をお願いする国民の視点からそれを検証すべきである。

「知的財産高等裁判所」の創設を図ることが，なぜ必要なのか，それに対応するために選択肢としてどのようなものが考え得るのか，各選択肢の利害得失は何か，という観点から，問題状況全体の見取り図を明らかにした上で議論を進めるべき。については，「知的財産立国」という国家意思の表示，事実上の判例統一，迅速な裁判的解決の実現などのうち，真のニーズはどれかを明らかにすべき。については，9番目の高等裁判所を設置する案，東京高等裁判所内の特定部を「知的財産高等裁判所」と称する案の2種類の選択肢が考えられる。については，国家意思の表示のためには，知的財産法の将来像などについて，裁判官が個人の考えを内外の知的財産法専門家に対して積極的に発言し，対話することのできる環境整備が望ましいと考える。その場合，両案でどのような有意の差があり得るかを考えるべき。また，現状と比べて，利用者にとって使いにくくなる場面が出て来ないかについて，常に周到な注意が必要である。

今回の民事訴訟法改正によっても，司法行政の面からは決して十分な体制が整ったとは言えない。「知的財産高等裁判所」の中で知的財産事件の処理に関連する人事権，予算権等の司法行政上の権限を独立して行使できるようにする必要がある。

**【いわゆる看板効果と組織の在り方】**

今回の改革は，知的財産立国という日本が目指すべき方向を踏まえた上で，まず先に知的財産の問題を考え，次に司法制度をどうするのかを考えるべき。知的財産の紛争を解決するという切り口からは，他に重大なダメージを与えないのならば，9番目の高等裁判所として「知的財産高等裁判所」を創設すべきである。

「知的財産高等裁判所」を9番目の高等裁判所として創設するA案が必要。知的財産戦略本部でも9番目の高等裁判所を念頭に議論されてきた。これであれば，アピール効果が大きく，人的・物的な面で独立性も確保される。東京高等裁判所内に設置する案（B案）は独立性が確保されるのか疑問である。

産業界としては，「知的財産高等裁判所」を9番目の高等裁判所として創設する案（A案）が良い。B案もあるが，A案の問題点についてはむしろ法律の専門家の知

恵を借りて、解決していくのが合理的、合目的ではないか。両案の違いはあまりない。

これまで採用した大学卒と大学院卒の優秀な人材であっても、知的財産の重要性を理解していなかった。重要性を理解していないのは、教育のせいである。「知的財産高等裁判所」が9番目の高等裁判所として創設される（A案）と、学校の教科書で取り上げられるので、知的財産が重要であるという教育をこれからの若者にしていくことができる。

法的に根拠付けられた「知的財産高等裁判所」を東京高等裁判所内に設置することで、知的財産重視の国家政策を明確にするとともに、知的財産事件のみを職分管轄とする高等裁判所を設置することによって生じる司法制度への影響を最小限にとどめることができる。この案は、A案とB案の中間の案ということになるが、産業界のニーズを十分満たすことができる。

企業のアナロジーで考えると、企業の中の組織をスピンオフさせて独立させるか、社内カンパニーとして独立させるかの違いに近い。完全に独立させる場合のデメリットの大きさがよく分からない。「知的財産高等裁判所」を9番目の高等裁判所として独立させると、孤立して総合力やフレキシビリティが失われることが懸念されるので、B案が良い。A案はわかりやすいが、行き過ぎではないか。

自分の経験からしても、知的財産事件も一般の民事ができる裁判官が担当しなければならず、若い裁判官を長いスパンで教育するため、「知的財産高等裁判所」の長が人事に関して発言権を維持できるかどうか重要である。9番目の高等裁判所をつくるかどうか重要なのではない。その意味では、竹田案でよい。

知的財産重視の国家的意思表示を明確にし、紛争の適正かつ迅速な解決を図るための組織改革としては、知財戦略推進事務局と司法制度改革推進本部事務局が提示した案のいずれもあり得ると思う。既存組織の内部に相対的な独立性をもった新たな組織を作るか、既存組織の外に独立の組織を設けるかには、一長一短がある。独立した9番目の高等裁判所を設けるA案とすれば、周辺的な紛争が増える。国民に対してそれ相応の負担増をお願いすることになるので、制度の利用者たる当事者の利益実現にもっとも適した制度設計は何かを国民の負担という視点から検証したときに十分な合理性を持つかどうかを考えて欲しい。

地方の活性化を考えると、東京の一極集中型はよくない。9番目の高等裁判所は、地方の産業を活性化に資するのか、また国民の納得を得られるのか。B案は、管轄も移送も現行のままであり、裁判官の育成について組織の長がしっかり権限を与えられれば、十分に独立性を確保できる。看板効果が違うということだけで、9番目の高等裁判所を作る必然性はない。

A案のマイナスの面について深掘りをしていく必要がある。

#### 【人的な考慮事項】

いわゆる技術裁判官の導入には反対である。早くロースクールで技術的素養を有する法曹を育てるべきである。また、弁護士から裁判官になる弁護士任官者の任期を3年と短期に設定すれば、知財が分かる弁護士で裁判官への任官を希望する者が列をなすであろう。

「知的財産高等裁判所」の設置の問題といわゆる技術裁判官制度の導入をリンクさせるべきではない。裁判官は、具体的紛争について、事実を認定し、法を解釈・適用することにより、紛争の解決を図ることを使命とする。将来的には、多数の理工系の学生がロースクールに進学し、技術的素養を持った法律専門家が育っていくことが期待できる。それまでの間は、個々の裁判官の努力と調査官制度、専門委員制度の活用により、適正な事件処理が行われることを期待したい。

いわゆる技術裁判官を導入する案は即効性はあるが、その定義が明らかではなく、十分な検討が尽くされていない。まずは、専門委員の活用、裁判官調査官の権限拡大などにより、技術に強い裁判所を作って欲しい。また、ロースクールにおいて、技術的素養を有する法曹が養成される状況を見守っていききたい。

#### 【管轄・移送】

A案を前提として、著作権等事件については、東京高等裁判所管内は「知的財産高等裁判所」の管轄とする案が良いのではないかと。専門技術的事項を欠く事件の取扱いについては、「知的財産高等裁判所」には識見の高い一般の裁判官が配置されるので、「知的財産高等裁判所」から他の高等裁判所への移送は認めない案が良いのではないかと。

A案を前提として、東京高等裁判所管内の著作権等事件については「知的財産高等裁判所」で扱うとする案は、法の下での平等、裁判を受ける権利という観点で重要な問題がある。また、「知的財産高等裁判所」の職分管轄の中に著作権等事件を入れないとするとデメリットが大きい。

法的に根拠付けられた「知的財産高等裁判所」を東京高等裁判所内に設置する案によれば、「知的財産高等裁判所」の裁判権は、今回の民事訴訟法改正により東京高等裁判所が有するとされた範囲と同一であり、制度の連続性と法的安定性を確保することができ、管轄の範囲と移送についての新たな問題は生じない。

当事者の権利の迅速な救済のために、訴訟における争点はなるべく核心的な部分のみに収斂させ、周辺的な問題は減少させることが必要である。A案では、「知的財産高等裁判所」で扱う事件か否かで争いが生じる。しかし、周辺的な紛争を避けるために移送を一切行わないとすることは、当事者の利益を著しく害する可能性があり、ひいては、憲法上の裁判を受ける権利を保障する要請にそぐわない。

移送の問題があるならば、それを解決するのは法律の専門家の役割である。国民のニーズを考えると対外的メッセージが大事である。

#### 【地方利用者の裁判へのアクセスの問題】



地方には知的財産事件はまだまだ少ないが、今後、知的財産立国の一環として産学連携が進み、大学で知的財産が創造されるようになると、地方における知的財産紛争も増えることとなるが、地方アクセスの拡大は、A案・B案の議論を超えたところで戦略本部で検討して欲しい。

**【議論のとりまとめ】**

A案を是非という明解な方が何人かいる一方、B案支持の方もA案のメリットをなるべく入れたB案にしたいことで、これに対してB案よりも現状がいいという意見はなかったと思いますので、事務局には、各委員と個別に接触して、11月10日の知的財産訴訟検討会の議論も踏まえ、次回に結論をうまくとりまとめて欲しい。